

小型 EV トラック用充電設備導入促進事業実施要綱

(制定) 令和 5 年 1 月 6 日付 4 産労産新第 247 号

(改正) 令和 5 年 3 月 24 日付 4 産労産新第 395 号

第 1 目的

この要綱は、東京都（以下「都」という。）が、物流分野の貨物車から排出される二酸化炭素等の削減を図るため、電動化された貨物車（以下「EV トラック等」という。）の普及促進に向けて、都内の事業者が運輸部門の脱炭素化に向けた実証事業において、充電設備等の導入及びこれに係る運営を支援するために行う「小型 EV トラック用充電設備導入促進事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

第 2 本事業の概要

本事業は、充電設備等を導入する事業者に対し、当該設備の導入及び運営に要する経費の一部を助成する。

第 3 用語

この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 1 充電設備 電気自動車等に充電するための設備であって、次に掲げるものをいう。
 - (1) 超急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 90kW 以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (2) 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が 10kW 以上 90kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
 - (3) 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が 10kW 未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- 2 受変電設備 発電所から送電線で送られる高圧電力を低圧電力に変圧して、電気を使用する機器に配電するための設備をいう。
- 3 事業者 東京都内（以下「都内」という。）に事務所若しくは事業所を有する個人又は法人（国及び地方公共団体を除く。）
- 4 実証事業 公的な機関の承認を得て行われる事業であり、革新的技術の研究開発・実証から社会実装まで、長期間に亘り公的な機関から継続した支援を受けて

実施される事業をいう。

5 リース契約 助成金の交付対象となる設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間（以下「リース期間」という。）にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約であって、次の（１）及び（２）に掲げる要件に該当するものをいう。

（１）リース期間の中途において当事者の一方又は双方がいつでも当該契約の解除をすることができないこと。

（２）借主が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができ、かつ当該物件の使用に伴って生じる費用を実質的に負担すべきものであること。

第４ 本事業の内容

第４の１ 充電設備等の導入に係る経費の助成

本事業は、次のとおり充電設備等の導入に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、都内において２の助成対象設備を所有し、当該助成対象設備を活用した実証事業に取り組む事業者とする。ただし、次の者を除く。

（１）国及び地方公共団体

（２）国及び地方公共団体と助成金の交付対象となる設備に係るリース契約を締結する者

2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる設備は、次の（１）又は（２）及び（３）の要件を満たすものとする。

（１）経済産業省が実施するクリーンエネルギー自動車・インフラ導入促進補助事業（以下「経産省補助事業」という。）において、その事業を実施するセンターが補助金の交付対象となる設備として承認したものであること。

（２）実証事業において支援を受けた充電設備であること。

（３）未使用であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、次のとおりとする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

（１）設備購入費

（２）設置工事費

（３）受変電設備改修費

4 助成金額

助成金の交付額は、次の各号に掲げる設備ごとに、当該各号に定める金額とする。

(1) 超急速充電設備

ア 設備購入費

助成対象設備購入経費から公的機関が支援する実証事業において支援額を決定する際に認めた助成対象設備購入経費の支援額を控除した金額

ただし、上限額については、経産省補助事業において、その事業を実施するセンターが補助金の交付対象となる設備として承認した充電設備の場合は、経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額のうち経路充電の補助金交付上限額であり、それ以外の充電設備の場合は167万円

イ 設置工事費

助成対象経費から公的機関が支援する実証事業において支援額を決定する際に認めた助成対象設備工事経費の支援額を控除した金額又は167万円のいずれか低い方の金額

(2) 急速充電設備

ア 設備購入費

助成対象設備購入経費から公的機関が支援する実証事業において支援額を決定する際に認めた助成対象設備購入経費の支援額を控除した金額

ただし、上限額については、経産省補助事業において、その事業を実施するセンターが補助金の交付対象となる設備として承認した充電設備の場合は、経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額のうち経路充電の補助金交付上限額であり、それ以外の充電設備の場合は67万円

イ 設置工事費

助成対象経費から公的機関が支援する実証事業において支援額を決定する際に認めた助成対象設備工事経費の支援額を控除した金額又は103万円のいずれか低い方の金額

(3) 普通充電設備

ア 設備購入費

助成対象設備購入経費から公的機関が支援する実証事業において支援額を決定する際に認めた助成対象設備購入経費の支援額を控除した金額

ただし、上限額については、経産省補助事業において、その事業を実施するセンターが補助金の交付対象となる設備として承認した充電設備の場合は、経産省補助事業においてセンターが充電設備の種類等に応じて定める補助金交付上限額のうち経路充電の補助金交付上限額であり、それ以外の充電設備の場合は16.7万円

イ 設置工事費

助成対象経費から公的機関が支援する実証事業において支援額を決定する際に認めた助成対象設備工事経費の支援額を控除した金額又は27万円のいずれか低い方の金額

(4) 受変電設備改修費

助成対象経費から公的機関が支援する実証事業において支援額を決定する際に認めた助成対象受変電設備改修経費の支援額を控除した金額又は145万円のいずれか低い方の金額

5 実施期間

- (1) 事業の実施期間は、令和4年度から令和6年度までとする。
- (2) 本事業の助成金の交付は令和7年度までに行うものとする。

第4の2 充電設備の運営に係る経費の助成

都は、次のとおり充電設備の運営に要する経費の助成を行う。

1 助成対象者

助成金の交付対象となる者は、都内において2の助成対象設備を所有し、第4の1 充電設備等の導入に係る経費の助成を受けた事業者とする。ただし、国及び地方公共団体を除く。

2 助成対象設備の要件

助成金の交付対象となる充電設備は、次の要件を満たすものとする。

- (1) 令和4年4月1日から令和7年1月31日までの間に設置する超急速充電設備若しくは急速充電設備であること。
- (2) 上記第4の1において助成金の交付決定を受けており、当該交付決定に当たり付された条件に従って運用されていること。
- (3) 3の助成対象経費のいずれも助成を受ける充電設備であること。

3 助成対象経費

助成金の交付対象となる経費は、充電設備の運営開始から令和10年3月31日までのうち最大3年間に係る次の経費とする。ただし、消費税及び地方消費税を除く。

(1) 維持管理費

充電設備の課金通信費、保守メンテナンス費、コールセンター費及び損害保険料

(2) 電気料金（基本料金）

充電設備の電力契約に係る電気料金のうち、基本料金。ただし、令和4年1月2日1日以降に申請する充電設備で、別に定める「再生可能エネルギー100パーセント電力調達」を満たす場合に限る。

4 助成金額

助成金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 維持管理費

助成対象経費から公的機関等が認めた支援額を控除した金額とし、年13万円を上限とする。

(2) 電気料金（基本料金）

ア 超急速充電設備

助成対象経費から公的機関等が認めた支援額を控除した金額とし、年 37 万円を上限とする。

イ 急速充電設備

助成対象経費から公的機関等が認めた支援額を控除した金額とし、年 20 万円を上限とする。

5 実施期間

- (1) 事業の実施期間は、令和 4 年度から令和 9 年度までとする。
- (2) 本事業の助成金の交付は令和 10 年度までに行うものとする。

第 5 本事業の実施体制

都は、次のとおり本事業を実施する。

- 1 都は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）に対し、第 4 による助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 2 公社は、前項の出えん金をもとに基金を造成し、都と公社で別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 3 都は、1 の出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 2 の基金を原資として、第 4 による助成金の交付を行うこと。
 - (2) 助成対象者に対する指導及び助言を行うこと。

第 6 その他必要な事項

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、東京都知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。